

No. 46 豊根村

担当部課名		TEL	直通・内線	FAX
生活課		0536-85-1315	直通	0536-85-1701
住所	〒449-0403 北設楽郡豊根村下黒川字藤平2		担当者氏名	鈴木 秀昭
URL	https://www.vill.toyone.aichi.jp/		E-mail	seikatsu@vill.toyone.lg.jp

(1) [補助金額]

(単位：円)

人槽区分	専用住宅 (新設・転換)	専用住宅 (更新)	店舗兼用住宅又は 事業所兼用住宅 (新設・転換)	店舗兼用住宅又は 事業所兼用住宅 (更新)
5人槽	420,000	394,000	—	—
7人槽	580,000	510,000	—	—
10人槽	980,000	839,000	—	—
11人槽～	—	—	1,812,000	1,312,000
みなし浄化槽又は くみ取り便槽撤去費	120,000			
転換に伴う配管工事費	300,000			

- ・ 建築確認を伴う増改築時の入れ替えの場合は対象となる
- ・ 浄化槽のみ新設の場合は対象となる

(2) [令和7年度の補助計画基数]

(単位：基)

5人槽	7人槽	10人槽	11～20人槽	21～30人槽	31～50人槽	51人槽以上	合計
	4						4

前年度実績基数 (1基)

(3) [補助対象地域]

村全域

(4) [特定地域の有無] 無

(5) [補助対象条件]

自ら居住する個人住宅に処理対象人員50人槽（併用住宅にあっては居住部分のみについて算出した人槽区分が10人槽となるもの及び2戸以上の住宅が共同で1基の浄化槽を設置する場合にあっては、1戸当たりで算出した人槽区分が10人槽となるもの）の浄化槽を設置、転換又は、更新しようとする者
 ※浄化槽：し尿と併せて雑排水を処理する浄化槽（浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（「BOD」という）除去率90%以上であり、放流水のBODが20mg/l（日間平均値）及び放流水の総窒素濃度が20mg/lの機能を有するものであること
 平成4年10月30日付衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知に定める浄化槽設置整備事業における国庫補助指針が適用されるもの）にあっては、同指針に適合するもの

(6) [欠格要件]

- ① 浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に基づく確認を受けずに浄化槽を設置する者
- ② 専用住宅又は併用住宅を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者
- ③ 村内に住所がない者
- ④ 設置場所に申請日まで引き続き1年以上居住していない者（ただし、設置後引き続き1年以上居住することが確実な者を除く）
- ⑤ 設置工事完了後、遅滞なく、浄化槽の設置場所に住民票の異動ができない者
- ⑥ 販売の目的で建築物を建築する者
- ⑦ 村税を完納していない者
- ⑧ 浄化槽の更新に限り、浄化槽を設置後、20年以上経過していないもの
ただし、生活排水による水質汚濁が著しく懸念される場合を除く

(7) [補助金交付申請書に添付する書類]

- ① 審査期間を経過した浄化槽設置届出書（新築の場合は、建築工事届及び添付書類の写しを添付）の写し又は建築確認通知書の写し
- ② 設置場所の案内図
- ③ 浄化槽設置工事費見積書及び請負契約書の写し
- ④ 建物の平面図、浄化槽配置図及び屋内外排水設備図（管きよの勾配が確認できるもの）
- ⑤ 浄化槽登録証の写し及び登録浄化槽管理票（C票）

- ⑥浄化槽の工事監督を実施する者が、平成元年10月30日付厚生省・建設省告示第1号により指定した小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会を修了した者にあつては修了証書の写し、昭和63年度以降に法第42条第1項各号に該当することとなった浄化槽設備士にあつては浄化槽設備士証の写し
- ⑦工場生産浄化槽認定シート又は型式適合認定書、仕様書及び図面
- ⑧浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証
- ⑨法第7条の規定による水質に関する検査の振込金受領書兼検査依頼書の写し
- ⑩住宅を借りているものにあつては、賃貸人の承諾書及び賃貸契約書の写し
- ⑪道路及び河川占有許可が必要な場合は、その許可証の写し自己所有地以外を使用し排水する場合は、当該土地所有者の承諾書の写し
- ⑫納税証明書（村税等が完納されていることが証明できるもの。非課税の場合は非課税であることが確認できる非課税証明書等）
- ⑬浄化槽の更新が必要だと分かる書類の写し（浄化槽の更新に限る）
- ⑭その他村長が必要と認める書類

（8）【 実績報告書に添付する書類及び提出期限 】

- ・提出期限：事業完了後1ヶ月以内又は当該年度3月10日のいずれか早い期日
- ①浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあつては、自ら行うことができることを証明する書類）
- ②浄化槽法第7条及び第11条検査契約書の写し
- ③維持・管理に関する誓約書
- ④浄化槽設置工事の工程写真（豊根村浄化槽設置施工要領の参考写真によること）
- ⑤浄化槽工事業業者との間で取り交わした覚書の写し
- ⑥浄化槽設置確認表
- ⑦浄化槽設置工事費の領収書の写し
- ⑧浄化槽使用開始報告書又は浄化槽工事完了報告書の写し
- ⑨浄化槽使用廃止報告書の写し（みなし浄化槽からの転換の場合のみ）
- ⑩既設みなし浄化槽又は既存汲み取り便槽の最終清掃実施記録の写し（撤去の補助を受ける場合のみ）
- ⑪完成した浄化槽配置図及び屋内外排水設備（申請時と変更があった場合に限る）
- ⑫その他村長が必要と認める書類

（9）【 その他 】

- ①みなし浄化槽又はくみ取便槽から浄化槽へ転換する場合、撤去費補助として、上限12万円の補助を行っている
- ②みなし浄化槽又はくみ取便槽から浄化槽へ転換に伴う宅内配管工事費に30万円までの補助を行っている

※上記以外で不明な点があれば、担当窓口までお問い合わせください